

一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 会費規程

第1条 (目的)

本規程は、一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(以下、GCNJという)の定款第7条に基づき、当法人の入会金および会費に関する重要な事項を定める。

第2条 (入会金)

会員の入会金は不要とする。

第3条 (会費の使途と徴収)

会費は、GCNJと国連GCの運営費用、事務所、その他経費等の分担金とする。なお、国連GC分も、GCNJで年会費として一括徴収し、国連GCに分配する方式を取る。

2.正会員の年会費は、次に定める通りとする。

(1) 企業の一般会員の年会費は、次の通りとする。

売上高(ドル)	年会費
≥30 b	2,418,000円
\$10 b - 30 b	2,015,000円
\$5 b - 10 b	1,612,000円
\$1 b - 5 b	1,209,000円
\$500 m - 1 b	604,500円
\$250 m - 500 m	403,000円
\$50 m - 250 m	201,500円
\$25 m - 50 m	140,000円
<\$25 m	100,000円

(2) 親会社が国連GCに署名している子会社(日本法人)が、単独で加入する場合の年会費は(1)に従い、親会社を通じて加入する場合の一般会員の年会費は10万円/1口として、売上げUS\$50 m以上の企業は20万円、US\$50 m未満の企業は10万円とする。

(3) 企業以外の法人ならびに地方公共団体等の一般会員の年会費は、10万円とする。

(4) 年度途中に加入した場合の一般会員の年会費は、次に定めるとおりとする。売上げUS\$50m以上の企業は2

口、US\$50m未満の企業は1口として、企業以外の法人・地方公共団体等は1口とする。

- ① 1月加入:1口5万円
- ② 2月加入:1口2万円
- ③ 3月加入:1口1万円

3.賛助会員の年会費は、次に定める通りとする。

- (1)企業:1口5万円とし、1口以上とする。
- (2)非営利団体:1口3万円とし、1口以上とする。
- (3)一般個人:1口1万円とし、1口以上とする。
- (4)学生:1口5千円とし、1口以上とする。

第4条（会費の納入）

会員は、前条に規定する会費を別途制定する細則に従い、当該年度8月31日までに1年分を納入する。

- 2.入会の申し込みをした主体は、当法人の会員規程第5条に定める入会承認後、速やかに当該年度の会費を納入する。
- 3.会費未履行の義務は退会をもって免れることはできない。

第5条（会費の確定）

企業会員は、年会費算定のため毎年5月末までに、直近の会計年度における年間売上高データに基づき、GCNJと国連GCの会員管理システムの入力情報を更新する。新たに入会する場合は、入会時にすみやかに入力する。為替レート換算については、それぞれの決算時または、データ更新時のものを用いてよいものとする。

第6条（本規程の施行）

本規程は、2026年4月1日より施行する。

第7条（本規程の改廃）

本規程の修正および廃案は、理事会において決定する。

附表(1)

売上高(ドル)	年会費
≥30 b	US\$30,000
\$10 b – 30 b	US\$25,000
\$5 b – 10 b	US\$20,000

\$1 b – 5 b	US\$15,000
\$500 m – 1 b	US\$7,500
\$250 m – 500 m	US\$5,000
\$50 m – 250 m	US\$2,500
\$25 m – 50 m	LN 会費を適用
<\$25 m	LN 会費を適用

附表(1)は、国連 GC の公開している年会費表である。その US\$金額を、国連 GC と合意した為替及び計算方法に基づき算出された金額が 2026 年会費となる(2. (1) 参照)

2022年12月13日改定

2023年 4月1日施行

2024年 6月19日改定

2025年12月22日改定

2026年 4月1日施行